

ソクラテスの哲学的生とその死

加 藤 幸 夫*

ソクラテスの哲学(=愛知)は、彼の死と密接に関係している。つまり、ソクラテスは自己の哲学そのままに生きようとしたがために、死へと結びついたのである。「哲学とは死の練習である」という『パideon』の一節(81A)さながらに、ソクラテスは絶え間ない死の練習の結果、「死」によって自己の哲学を完結させたといってもよいであろう。

周知のように、ソクラテスは何一つ書き残してはいない。われわれが彼の生涯や思想を知り得るのは、プラトン、アリストテレス、クセノフォン及びアリストファネスなどの作品や、その他の伝記作家達の伝える記述を通してである。なかでもプラトンの作品は、ソクラテスの思想を知る上で、量的にも内容的にもきわめて重要な証言を提供していると言えよう。とりわけ、プラトンの初期作品群に属するものは、「ソクラテス的対話篇」とも呼ばれ、歴史的ソクラテス像をきわめて精確に描き出していると見なされている。

本稿においては、プラトンの代表的な初期対話篇として知られる『ソクラテスの弁明』及び『クリトン』における、ソクラテスの哲学的生と死の特性を探り、その内的連関について、若干の考察を試みようとするものである。

原稿受付：平成元年3月31日

*長岡技術科学大学計画・経営系

I

70年にわたるソクラテスの生涯において、その一大転機をなしたのは、デルフォイの神託事件である。ソクラテスが40才前後の頃、友人カイレフォンは、デルフォイの神殿に赴き、アポロンの神から「ソクラテス以上の知者は誰もいない」(21A) (*注) という神託を告げられた。それを伝え聞いたソクラテスには、常々「自分は決して知者などではない」と自覚していたので、その神託の内容は不可解な謎でしかなかった。彼を最高の知者であると宣言することによって、神は一体いかなる謎を彼にかけているのか、その謎を解明することが、ソクラテスにとって重大な課題であった。

ソクラテスは、神託の内容が事実であるかどうかを確かめるために、当時アテナイにおいて知者と言われている人々を訪ね吟味して回った。彼の意図は、自分よりも知恵のある者、あるいは賢い人物を一人でも探し当て、神託が事実に反していることを示すことであった。ところが吟味の結果、意外なことが明らかになった。予想とは逆に彼は、「周囲の人々から知者と思われ、また特に自分自身でも、そう思い込んでいるような人が、実はそうではない」(21C) ことを知ったのである。しかも「名前のいちばんよく聞こえている人が、……思慮の点では……かえって最も多く欠けている」(22A) ことを発見したのである。同時にまた彼は、知者と言われている人々は、知者として知っておくべき大切な事柄について、実際は全く知らないのに、何か知っているように思い込んでいるだけにすぎないことを確認した。そこで彼は、知者と言われている人々と自分との明確な違いに気づいたのである。つまり、前者は、知者としての知を知っていないのに、知っているように思い込んでいるが、他方彼は、それについて何ら知っていないから、事実その通り何も知らないと自覚している点で、彼らと決定的に事なっていることに気づいたのである。そこでソクラテスは、自分が無知を自覚しているというごくわずかの点で、他の人々より知者であるらしい

と考えることで、どうやら神託の内容は事実のようであると悟ったのである。そして、この無知の自覚すなわち不知の知を、ソクラテスが自己の内部に、個人的なものとして留めておかなかったことが、彼の愛知者としての起点になったのである。

II

ソクラテスは無知の自覚に気づいた後にも、さらに、神託の一層深い意味を探るために、知者と言われている人々を訪ね続けて、彼らを吟味し問答を重ねた。その結果彼は、神託に込められた真の内容は、「神だけが本当の知者であり、人間の知恵というようなものは、ほとんど価値のないものである」(23A)ということであろうと考えた。つまり、無知の自覚とは、人間の知恵はほとんど無価値であるということを知ることであり、神はその自覚を人間に促そうとしたのである。ひとまず神託の謎を解明することができたソクラテスは、その後も、人間を吟味し、そしてその無知を自覚させることに日々を費やした。なぜなら彼は、他者の吟味によって同時に自己をも吟味し、それによって、自己の不知の知を再確認し、併せて、単に知者と思い込んでいるだけで実はそうではない人々を、眞の知者へと導くことができると思ったからである。しかもそうすることが、彼にとっては神への奉仕につながるのであった。彼は次のように述べている。

「神の命令によって——と私は信じ、また解したわけなのですが——私自身でも、他の人でも、誰でもよくしらべて、知を愛し求める生き方をしていかなければならないことになっている」(28E)

デルフォイの神託事件を契機にして、ソクラテスは、愛知者としての生を歩み出したのである。アリストファネスの『雲』(94-104)に描かれている30才代のソクラテスが、まだ一介のソフィステース、あるいは新時代の進歩的思想家にすぎなかった点に注目するとき、デルフォイの神託はソクラテスに積極的かつ重大な転換を促したのである。

ところで、ソクラテスが「神の命令」として受けとめ、「神への奉仕」と

して行なった人間の吟味、および真知の探求において、彼は何を問題としたのであろうか。

ソクラテスによれば「魂（ψυχή）ができるだけすぐれたよいもの（ώστε αριστη）」になるように、つとめて気をつかわなければならず、それよりも先に、もしくは同程度にでも、身体や金銭のことを気にしてはならない」(30B) のである。別言すれば、「自分自身に気をつけて、できるだけすぐれた者となり、できるだけ思慮ある者となるようにつとめ、自分に属するものを、決して自分自身に優先して気づかうようなことをしてはならない」(36C) のである。それゆえ彼は、「一人一人に接して、徳（ἀρετή）に留意せよ」(31B) と説いて回った。すなわちソクラテスの主張は、「魂への世話（ἐπιψελεῖσθαι τῆς ψυχῆς）」(30B) という言葉に集約されるのである。そしてこの「魂」は「自分自身（ἔαυτοῦ[gen.]）」とほぼ同一の意味内容であり、したがって「魂への世話」というのは「自分自身への世話」であり、そのまま「徳への留意」を意味していた。

ソクラテスによれば、徳を所有することは最も大切なことであり、「金銭その他のものが、人間のために善いものとなるのは、公私いずれにおいても、すべては徳によって」(30B) であった。したがって徳を所有していることは、魂が最もすぐれた状態にあることであり、また同時に「善美のことがら（καλὸν κἀγαθὸν）」(21D) を知っていることでもあった。

ソクラテスは、「人間にとて、徳その他のことについて毎日談論することが、まさに最大の善きことである」(38A) と確信し、人々に問い合わせ、吟味し、時には勧告したり、場合によっては非難したりすることで、日々明け暮れたのである。彼によれば、それは「生の吟味（Ἐλεγχός τοῦ βίου）」(39C) であるとともに、いわば「人間教育（παιδεύειν ἀνθρώπους）」(19D) というべきものであって、まさしくそれは、ソクラテスの愛知的生の実相であった。

ところで、神の命令に従い知を愛し求める生を貫こうとするソクラテスは、死の危険をも意に介さなかった。人々から「君は恥ずかしくないのか。

そんな日常を送って、そのために、いま死の危険にさらされているというのは」(28B)と忠言されたとしても、彼はなんら気に留めようとはしない。それどころか彼は次のように主張する。「少しでも人のためになる人物なら、いやしくもことを行なうに当つて考えなければならぬのは、それが正しい行ないとなるか、不正の行ないとなるか、すぐれた善き人のなすことであるか、悪しき人のなすことであるかといふ、ただそのことについてだけであつて、生きるか死ぬかの危険も勘定にいれなければならないなどと思っているとしたら、それは全く感心できないことである。」(28B)

彼によれば、「死を恐れるとか、何か他のものを恐れるとかして、命ぜられた持ち場を放棄したり」(29A)「正義に反した譲歩を行なつたりすること」(32A)は、「およそどんでもない仕業」であり、それは「神々の存在を認めない」(29A)ことにもなるのである。死を恐れるということは、実際は知恵がないのに、あると思っていることにはかならないのである。なぜなら、もしかすると、死は人間にとつて、最も善いものかも知れないのに、あたかも、死が悪のうちの最大のものであるということを、よく知っているかのように、死を恐れるとうのは、まさしく、非難すべき無知でしかないからである。(29A-B)それゆえ彼は、「拘禁や死刑を恐れる」よりは、むしろ「法律と正義に与して、あらゆる危険を冒さなければならぬ」(32C)のである。生命の危険にさらされながらも、自己の信念に従つて愛知の精神を貫こうとするソクラテスの背後に、われわれは、彼の神に対する全き信頼、もしくは信仰といったようなものを窺い知ることができるのである。

これまでの考察からして、彼にとって、神の命令は絶対的なものであつて、他のいかなるものよりも重んずべきものである。したがつて、たとえ裁判官たちによって「知を愛し求めるつことをもう止めるのであれば、きみを放免することにするが、もしそうでなければ、君は殺されるだらう」(29C)と忠告されたとしても、彼は、それに応ずることはできないのである。その信念の堅固さを彼は次のような言葉で表明している。

「わたしは、アテナイ人諸君よ、君たちに対して、切実な愛情をいだいている。しかし、わたしが命に従うのは、むしろ神に対してであって諸君にではないであろう。すなわちわたしの息のつづくかぎり、わたしにそれができるかぎり、決して知を愛し求めるなどを止めないだろう。わたしは諸君に勧告し、いつ誰に会っても、諸君に指摘することを止めないだろう」
(29D)

神の命令に対して、無条件的に従おうとするソクラテスの姿が浮き彫りにされているのである。

思うに、ソクラテスには、一般的な意味での信仰者という概念で捉えきれない特性が備わっている。それは、ソクラテス自らが、自分を「神から授けられた贈り物」(30D)とか「神によってこのポリスにあたえられたような者」(31A)と言い表していることからも窺える。すなわち、彼は自分が神的存在にきわめて近い人間であることを、少なからず自認していたのではないかと考察される。それ故にこそ、彼は、神の命令を絶対的なものとして受けとめ、さらには、真知の探求活動を事とすることが可能だったのではないだろうか。

もしそうだとすると、「わたしはけっして知恵のある者なんかではない」(21B)と言うソクラテスの言葉を、そのまま額面通りに受けとめてしまうことは、いささか適切ではないように思われる。彼が神託の意味を明らかにすべく吟味活動を繰り返し、また神からの命令として、愛知活動に明け暮れているのを見ると、彼は「何も知っていない」どころか、むしろ逆に、「すべてを知りつくしている」のではないかと考えられる。つまり、「自分は知者ではない」というソクラテスの言葉は、彼のアイロニーとして解するほうがより一層適切であろう。

III

ところで、ソクラテスの愛知者としての活動と神への信仰に深く関わっているのが、「ダイモンの合図」といわれるものである。

ソクラテスによれば、「何か神からのもの (*θεῶν πῦ*)」とか、「ダイモンからのもの (*δαιμόνιον*)」とかいったものが、彼によく起り、それは、子供の時から始まり、一種の声となって現れるのであった。しかもそれは、彼の全生涯を通じて頻繁に現れ、彼が行なおうとすることが適切でない場合には、それがごくささいなことであっても、彼に反対するのであった(31D, 40A)。つまりダイモンの合図は、ソクラテスに何かをなせと或る行為を勧めることは決してなく、つねに差し止めさせる諫止的性格だけを有していた。したがってそれは、彼に言動の適否を判別させるものであり、その出現は、彼の行動の劣悪さ・不適当さを決定づけ、他方、それが現れない場合には、彼の言動の善さ・的確性を裏付ける役割を果たしていたのである。

彼の裁判をめぐって一連の出来事が生じている間にも、ダイモンの合図は一度も彼に現れなかったことから、彼は、それまでの出来事が、彼にとって善いことであったと確信している。死刑確定の後、彼は次のように言う。

「わたしのこと、いわれなしに、いま生じたのではない。もう死んで、めんどうから解放されたほうが、わたしのためには、むしろよかったです」ということが、わたしには、はっきりわかるのです。このゆえにまた、例の神の合図も、わたしをどこにおいても、阻止しなかったのです。」(41D)

時には「ダイモン的なもの」とか、またある時には「神の合図 (*τὸ τοῦ θεῶν σημεῖον*)」とか、さらには「いつもの合図 (*τὸ ἐιωθός σημεῖον*)」などといったように、その呼び方が決して一定していないダイモンの合図が、ソクラテスの愛知活動に、重大な影響を与えるものであったことだけは明らかである。しかしながら、その本性がいったい何であったのかということは、いぜんはっきりしていないのである。その呼び方が一定していないことからすると、それは、ソクラテス自身にも判然としなかったのかも知れない。だが、ダイモンの合図が「彼以前のほとんど誰にも起らなかつたもの」(*Rep.496C*) であったとすれば、それはソクラテスだけの個人的体験であったと考えられる。もしそうだとすれば、古代ギリシアにおいて、

ダイモンが、未だ擬人化されていない最も原子的な宗教的対象であった点を考え併せると、思うにそれはソクラテスにとって、神に相当するものだったのではなかろうか。いずれにしても、ソクラテスがしばしば口にするダイモンの合図が、彼の生涯の活動にきわめて大きな影響を及ぼしたことは確かである。そして『エウチュプロン』(Eut.3BC)でも明らかにされているように、ソクラテスがそのことについて、たびたび公言していたことも、大衆の妬みを招き、恰好な中傷の種となつたのである。

IV

ソクラテスが告訴され、裁判にかけられることになったそもそもの発端は、彼に対する不特定多数の人々の中傷と嫉妬にあった。「ソクラテスは天上地下のことを探求し、弱論を強弁にするなど、いらざる振る舞いをなし、かつこれらのことと他にも教えている」(19B)というものが初期の中傷者たちによる告訴理由であった。

デルフォイの神託事件以来、ソクラテスは神命としての人間吟味や愛知活動をいわば本業としていたのである。だが、彼の言動すべてが、人々に反感や嫉妬さらには敵意を抱かせ、同時にさまざまな中傷を引き起こさせることになった。後になって、ソクラテスを犯罪者として裁判に訴えた直接の告発者はメレトスである。彼の告訴理由は、ソクラテスが「青年を虜敗させ、国家の認める神々を認めずに、別の新しい鬼神（ダイモン）のたぐいを祭っているから」(24C)というものであった。しかしそれは、メレトスたちが理由らしい理由を見つけることができず、いわば言い掛けりとして列挙したものにすぎなかった。もしもソクラテスを有罪として決定づけるものが何かあるとすれば、それは多くの人々の中傷と嫉妬であることを、ソクラテスは察知していた。それゆえ彼は弁論の冒頭において、「アテナイ人諸君、それでは、弁明をしなければならない。そして諸君が、長い時間をかけて中傷の結果もつようになつたものを、諸君から取り除くことを、試みなければならぬ」(18E-19A)と明言している。だが彼は、「いま

こんなに大きくなってしまったこの中傷を、このわずかの時間で、諸君から取り除くことができるとしたら、わたしはそれを不思議とするだろう」(24A)と、事の難しさを予測してもいたのである。それでもソクラテスは、メレトスによる告訴理由に対し、ことごとく反論し自己の無罪を主張したのである。

彼によれば、犯罪に匹敵するような行為を、何ひとつ行っていないばかりか、「自分自身をも、他人をも、誰でも、よくしらべて、知を愛し求める生きかたをすること」を、神から命令として受けとめ、与えられた使命を果たすべく生きてきたのである。それゆえ彼の活動は、神に対する奉仕であり、しかも、それはポリスにおいて最大の善となるのである(30A)。すなわち、法廷における彼の弁明は、自己の無罪を勝ち取るための証言というよりは、むしろ、哲学の徒としての生き方を、真実ありのままに陳述することにあった。しかし、最終的には有罪の判決が下され、死刑が確定したのである。つまり多くの人々の中傷を解くことはできなかったのである。神を信じ、正義に背くことなく、知を愛し求める生き方を表明し、最後までそれを貫こうしたことによって、彼は死刑の判決を下されたのである。だが彼は、死刑の判決に対しても、何ら動搖することなく、次のように語っている。

「今もまた、このようなやり方で弁明を行なったことを、後悔してはいない。むしろ世間の人々のやり方をして生きているよりも、いまこのやり方で弁明を行なって、その結果死ぬようになったとしても、むしろその方をずっとましだと思っている。」(38E) それゆえ「いまわたしは諸君から、死の刑罰を負わされて、この場を立ち去ろうとしているが、告訴した人々は、真実によって裁かれ、劣悪と不正の刑を負わされて、ここから出していくのだ。わたしも、この裁定に服するが、彼らもまた、そうすべきである。だがこれらのこととは、多分、おそらくこうならなければならなかつたのだろうし、またこれで結構だとわたしは思っている。」(29B)

ソクラテスはここで死というものを二様に考えている。一つには、まつ

たくの「無」といったようなもので、すべての感覚を消失し、あたかも、夢ひとつ見ない眠りのようなものとして、他方では、魂の転居、つまり魂が他の場所へ旅に出るようなものとしてある。そして、それいずれであつたとしても、彼は死というものに対して、「善いものである」という期待感を抱いていた。彼は裁判官たちに向かって次のように言う。「死というものに対して、楽しい希望をもってもらわなければならない。そして善き人には、生きている時も、死んでからも、悪しきことはひとつもないのであつて、そのひとは、何と取り組んでいても、神々の配慮を受けないということはないのだ、というこの一事を、眞実のこととして、心にとめておいてもらわなければならない。」(41D)

こうしてソクラテスは、死刑の判決を甘受し、法廷を後にしたのである。不当な裁判によって死刑の判決が下され、死を目前に控えながらも、何らひるむことなく、正義を貫き、神への絶対的信頼に従って生きた自己の善き生と死について、静かに、しかも力強く語るソクラテスの言葉に、われわれは、眞なる愛知者と敬虔な信仰者の姿を見て取ることができよう。

V

さて、死刑確定のほぼ一ヶ月後に、ソクラテスは処刑されることになっていた。執行日の前日、ソクラテスの長年の友人クリトンは、牢獄に訪ねてソクラテスに国外への逃亡を勧めたのである。彼がソクラテスに逃亡を勧める理由は次のようなものであった。

- ① クリトンにとって二度と見つけることのできない友人を失うことになる。(44B)
- ② クリトンたちが金銭を使う気になれば、ソクラテスを救うことができたのに、そうしなかったからソクラテスは処刑されたのだ、などと不面目な世評が立ってしまう。(44C)
- ③ ソクラテスは、助かることができるのに、自分自身を見捨てようとしている。それは正しいことではない。(45C)

④ ソクラテスは、自分の子供たちまで見捨てるうことになり、養育の義務を放棄してしまうことになる。それは男らしい徳をそなえた人間のなすべきことではない。(45C D)

クリトンの主張はおよそ以上のような内容であった。

ソクラテスに対する告訴理由が偽りに満ちたものであり、また死刑という判決も、法廷内のきわめて特異な雰囲気の中で、一時的な感情的判断に左右されてなされたものであった点を考えると、クリトンの主張には、それ相応の説得性を認めることもできるのである。同時にまた、それは、いかにも世情に通じている人間に似つかわしい、常識的道徳の典型でもあった。とはいって、クリトンが、その後に自分が被るであろう財産没収などの被害を覚悟の上で、逃亡を勧めていることを考え合わせると、彼の主張を、単に自己本位的なものと決めつけてしまうことは、適切ではないであろう。しかしながら、クリトンの主張には、あれもこれもといった種々の思惑が雑然と並べられているだけで、それは、およそソクラテスを納得させるだけの、十分な説得力を備えていなかったのである。

ソクラテスにとって、大衆の思惑 (*δόξα*) や世評を気にするということは、まったく意味をなさないのである。「熟考の末、つねに最善と思われるロゴス（結論）にのみ従い」(46B)、感情や欲望などには決して重きを置くべきではなく、尊重しなければならないのは、思慮ある人の思いなしであって、悪しき思惑は害悪でしかないである。彼にとって、アテナイからの逃亡が正しい行為であるか否かを判断するには、それを自己の最善のロゴスに照らし合わせなければならぬのである。けっして多数者の思惑を気にすべきではなく、むしろ「正と不正についての識者 (*ὁ ἐπαιῶν*)、その一人が何と言うか、また真理そのもの (*ἀληθής ή ἀληθεία*) が何と言うかということの方が、大切なのである。」(48A) しかも「最も尊重しなければならないのは、ただ生きるということではなくて、善く生きること (*τὸ εὖ ζῆν*) である」(48B) というのが、ソクラテスの行為原則（ロゴス）であり、同時に「善く生きることと美しく生きることと正しく生きることとは同一」

(48B) なのである。このような基本原則に基づいて、ソクラテスは、行為の正不正について次のように主張している。

- (i) 「不正というものは、いかなる場合にも不正を行ふ者には、まさに害悪であり醜いことである」(49B)
- (ii) 「どんな場合でも、不正を行ってはならぬ、不正でもって不正の仕返しをすべきではない」(49B)
- (iii) 「したがって、害悪を受けたとき、仕返しに害悪を加えることも正しくない」(49C)

以上の点を確認した上で、ソクラテスは逃亡の正否を判別するのであるが、彼はそれに先立ち、「人が誰かに何かの同意を与える (*όμολογεῖν*) とするならば、それが正しいことであり、それを実行すべきである」(49E) ということを明確にしている。ちなみに彼は、国法と国家全体が下した死刑という判決に、すでに同意しているのである。にもかかわらず、その同意を無視して逃亡を企てようとすることは、約束を破ることであり、そのようなことが正しいことか否か、彼にとって重大な問題となるのである。

プラトンは、国法（国家）の立場を、ソクラテスの言葉を通して代弁させているが、ソクラテスはただ単に、国法（国家）の立場を代弁しているだけではなく、むしろソクラテス自身の、国法および国家についての見解、さらには、逃亡の適否、すなわち彼の哲学的生を明らかにしているのである。

「国家が一旦下した判決が、私人によって無効にされ、破棄されるならば、その国家は、転覆を免れて、依然存立することが可能であろうか」(50B)。これに対して、私人の立場からは、「国家こそ、われわれに不正を行い、不当な判決を下したからだ」と反論することができる。だが国家（国法）にすれば、「國家の下す判決は、忠実に守るということが、約束されていたのである」。しかもソクラテスは、アテナイの国家と国法の下で生まれ、かつ扶養され、教育されてきた以上は、国家の子供でありまた臣下でもある。親（主人）としての国家と、子供（臣下）としての私人（ソクラテス）

との間に、対等の権利は存在しないのである。したがって、仕返しをするというような対等の権利なども存在しないのである。

国法によれば、祖国とは、尊いもの、厳かなもの、聖なるものであり、市民は国家を畏敬し、それが怒った時には、いっそう譲歩してそれに仕えなければならない。もしも、国家が何かを受けることを命ずるなら、静かにそれを受けなければならぬのであって、正しさとはそういうことである。そして、国家の命令を回避したり退却したりして、持場を放棄することは許されない。それどころか、むしろ「戦場においても、法廷においても、どんな場所においても、国家と祖国が命ずることは、何でもしなければならないのだ。さもなければ、本来の正しさを満足させるような仕方で、国家（国法）を説得しなければならないのである。」(51B-C)

国法は、市民がアテナイ国家の国政と法律習慣を見てきて、気にいらぬ場合には、どこへでも好きなところへ自由に出て行くことを認めてきているのである。したがって、その上でなおアテナイに留まる人があれば、その人はすでに、国法の命ずることは何でもするということを、行為によって同意したことになる。とりわけソクラテスの場合には、出征のため以外には国外に出たことは一度もなく、よその国やその法律習慣などを知りたいと考えたこともなく、アテナイ国家の定めるところに従って、市民生活を送ることに同意してきたのである(52B)。さらにまた、この度の裁判において、もしソクラテスが望めば、国外追放の罪科を申し出しができたのである。にもかかわらず、彼は国外追放よりは、むしろ死刑を選んだのである。ところが、逃亡を企てることは、国家との契約と同意に違反する行為である。今になって、すでに同意したことを忠実に守ろうとせず、逃亡したりすることは、物笑いになるだけである(53A)。

さて、もし仮に、ソクラテスが同意を踏みにじって、逃亡したとしたらどうであろうか。例えば、立派な国法をもち、国政もしっかりしている国へ逃亡した場合には、彼はその国政の敵として迎えられ、国法の破壊者として疑いの目で見られるであろう。そして、およそ国法の破壊者なら、青

年や分別のない者を破滅に導くに違ひなく、あの判決は正当だったのだと思なされることになるのである。そして、そのような国で、ソクラテスが厚顔にも、「人間にとっても最も大切なものは、徳であり、正義であり、また秩序と国法である」(53C)といったような回答を交わすとしたら、それは恥知らずな行為だと決め付けられることになるのである。

それでは、秩序も抑制もほとんど無視されているような国へ逃亡したとしたら、どうであろうか。もしも、人間吟味や真知の探求などを行なわず、静かに過ごしてさえいれば、ただ生きていくことはできるであろう。だが、もしそうではなく、相変わらずその国においても、人間吟味や愛知活動などを行ない、人々の感情を害するようなことをすれば、ソクラテスは、「最も神聖な国法を踏みにじってまで、執念深く、ただ生きることを求めて憚らなかつたのだ」(53E)などと、際限なく不当なことを言われことになるのである。しかし、彼にとって、ただ食事をすること以外何もしないで、沈黙して生きていくことが可能であろうか、それは全く不可能なのである。なぜなら、そうすることは、彼にとって、「神に対する不服従」(37E)であり、「吟味のない生活は生きるに値する生」(38A)ではないからである。

脱獄し国外へ逃亡することはソクラテスにとって、国家や国法に対して不正を加えることに外ならず、それは紛れもなく正義に反することになるのである。しかるに彼は、何よりも正義を重んじたのである、子供のことや自己の生命のことも、また他のいかなることも、正義に較べれば二の次でしかないのである。それゆえ彼は、アテナイの国家や国法によって不正を加えられたとしても、彼自らは何一つ不正を加えることなく、「善く生きること」を貫き通したのである。

かくしてソクラテスは、逃亡を勧めるクリトンの言葉に応ずることなく、国法の命令に従い、死刑の判決に服したのである。が、しかし、それは犯罪者として国法に殉じたなどというのでは勿論なく、いわば「正義」に殉じたというべきであり、彼自身の最善のロゴスに従った帰結であった。すなわち、ソクラテスは、自らの「死」によって自己の哲学的生を完結させ、

まさしくその「死」によって、「知恵と正義において比類なき人物」(*Phaedo*, 118A)として、後世にまで果てしない影響力を及ぼすことになったのである。

(*注)

本稿において記されているステファヌス番号は、{17A-42A}の部分が『ソクラテスの弁明』、{43A-54E}の部分が『クリトン』における番号を示している。

使用テキスト

J.Burnet, *Plato's Euthyphro, Apology, and Crito*, Oxford, 1924.

H.N.Fowler, *Plato I*, (Loeb Classical Library), London, 1914.

邦訳

田中美知太郎訳『ソクラテスの弁明』『クリトン』、『プラトン全集1』所収（岩波書店）、昭和50年。

山本光雄訳『ソクラテスの弁明』『クリトン』角川文庫、昭和47年。

久保 勉訳『ソクラテスの弁明』『クリトン』岩波文庫、昭和38年。

参考文献

G.X.Santas, *Socrates*, Routledge and Kegan Paul, 1979.

W.K.C.Guthrie, *Socrates*, Cambridge University Press, 1971.

A.D.Woozley, *Law and Obedience*, The University of North Carolina Press, 1979.

R.E.Allen, *Socrates and Legal Obligation*, Minneapolis, 1980.

A.E.Taylor, *Plato, the Man and his Work*, London, 1926 [1971].

J.ブラン『ソクラテス』（有田 潤訳）白水社、1962年。

G.マルチン『ソクラテス』（久野 昭訳）理想社、1968年。

R.グアルディーニ、『ソクラテスの死』（山村直資訳）法政大学出版局、1968年。